



Title	マルセル・バタイヨン博士を偲んで：「新法」撤回に関する一解釈
Author(s)	染田, 秀藤
Citation	Estudios Hispánicos. 1978, 4, p. 61-73
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/93577
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

——マルセル・バタイヨン博士を偲んで——

「新法」撤回に関する一解釈

染 田 秀 藤

—はじめに—

1977年6月、フランスの偉大なイスパニスタ、マルセル・バタイヨン博士 Dr. Marcel Bataillon が逝去された（享年82歳）。博士がイスパニア及びイスパノアメリカの文化と歴史の研究・教育の発展に果された功績は筆舌に尽しがたい。とりわけ、博士が1937年に発表された浩瀚な研究論文『エラスムスとイスパニア』*Érasme et l'Espagne* はそれまでの16世紀イスパニア史の研究に新たな一石を投じ、綿密な論証によってイスパニアの新しい歴史像を明らかにした。ユマニストの行動に深い関心を抱く博士は広くポルトガル、アメリカ大陸におけるユマニストの研究に従事され、1952年には『ユマニズムの時代のポルトガルの研究』*Études sur le Portugal au temps de l'humanisme* と題する論文集を刊行された。

その後、博士は主にバスコ・デ・キローガ、フワン・デ・スマラガ、ラス・カサスらを中心に、アメリカ大陸におけるイスパニア人ユマニストの行動や思想を研究された。わけでも、ラス・カサスに関して、博士は数多くの優れた実証的な論文を次々と発表された。それらの論文は、博士の愛弟子レイモン・マークス Raymond Marcus の協力のもとに、1966年に出版された『バルトロメー・デ・ラス・カサス研究』*Études sur Bartolomé de Las Casas* (Paris, Centre de Recherches de l'Institut d'Études Hispaniques, : 西語版, *Estudios sobre Bartolomé de Las Casas*. Barcelona, Ediciones Península, 1976) と題される論文集に再録されている。その後博士はいまひとりの愛弟子アンドレ・サン＝ル André Saint-Lu と共に、『ラス・カサスとインディオの保護』*Las Casas et la défense des Indiens* (Paris, Julliard. 1971 : 西語版, *El Padre Las Casas y la defensa de los indios*. Barcelona, Ariel, 1976) を公刊され、1976年には、「

アリストテレスの奴隷説に対するラス・カサス」"Las Casas face à pensée d'Aristote sur l'esclavage" (*Platon et Aristote à la Renaissance* 所収) を発表された。

筆者が博士の存在を知ったのは今からおよそ10年余り前、『エラスムスとイスパニア』を通じてであった。その後、博士のいくつかの論文に接する機会があり、その都度、博士の緻密で実証的な理論展開に魅了された。そして、1974年8月、ラス・カサスの生誕500年を記念してメキシコのチャパス州、サン・クリストバル・デ・ラス・カサス市で、第1回ラス・カサス研究者国際シンポジウムが開催された折、期せずして、筆者は博士に拝顔する機会を得た。同シンポジウムで、筆者は「1542年におけるラス・カサス」と題する研究報告を行なったが、博士が浅学菲才な筆者の報告のコメンタリストの役を引き受けられ、数々の有益な指摘をなされた。筆者の報告は「新法」に大きな影響を与えたラス・カサスの二つの論文を分析したものであった〔後述の註(31)を参照〕。博士は「新法」の制定とその撤回をラス・カサスの勝利と敗北としてのみ捉えることの危険を指摘された。そうした指摘をふまえて、「新法」撤回の意味を検討したのが本論である。博士との出会いは僅か一週間ほどであったが、その間、博士は若輩未熟な筆者に数多くの有益な助言を与えて下さり、また、それ以後も多くの論文を筆者に送って下さった。博士の突然の訃報に接した時、筆者は言い様のない悲しみに襲われた。以上の理由から、博士へ謝意と追悼の意を表したく、大仰な表題を付した次第である。

1542年11月20日、国王カルロス五世は世界史上画期的な植民法といわれる「新法」*Leyes Nuevas* を制定した。「新法」は翌年6月4日に6か条の補足がなされ、公布された¹⁾。しかし、公布後二年余りして、「新法」の最も重要な条項であるエンコミエンダ制の段階的廃止令²⁾等が撤回もしくは修正されることになった。そこで、本稿では、ヌエバ・エスパーニャを中心に、「新法」の実施に反対するコンキスタドール・植民者や聖職者らの意見を検討し、撤回に至る過程とその意味するところを考察する。

「新法」が公布される前から、国王あるいはインディアス枢機会議に対し、「新法」が惹起する弊害を訴える書簡が数多くインディアスの各地か

送られていた³⁾。さらに、1542年11月28日には、メキシコの市議会^{カピルド}がエンコミエンダの恒久化等を求めて代表を派遣することを決定していた⁴⁾。こうした事情を考慮して、王室は「新法」の実施にあたり、各地方へ巡察吏を派遣することにした。ヌエバ・エスパーニャにはフランシスコ・デ・テリョ・デ・サンドバル、ペルーには初代副王としてブラスコ・ヌニェス・ベラ、ティエラ・フィルメ方面にはミゲール・ディエス・デ・アルメンダリス、ベネスエラ及びアンティール諸島にはロペス・セラートが夫々派遣されることになった⁵⁾。

1543年10月8日、メキシコのアウディエンシアはエンコミエンダ制の漸次撤廃を定めた30条がエンコメンデーロのみならず殆どすべてのイスパニア人に不安を与えている状況を詳細に国王へ報告した⁶⁾。また、同月25日、ヘロニモ・ロペスは、「新法」の30条のみならず、インディオの奴隷化を禁止した21条や発見事業を規制した34条はヌエバ・エスパーニャを破壊し、壊滅させることになる⁷⁾と訴え、各条項の撤回を求めた⁷⁾。そして、メキシコ市議会は、巡察吏テリョ・デ・サンドバルが到着する5日前の1544年3月3日、「新法」⁸⁾の第13条～民事訴訟に関しては、アウディエンシアが最高裁判権を有し、原則としてその判決に対し控訴することはできない～、第21条、第23条～正当な権原なくしてインディオを奴隷として所有する者はそのインディオを解放しなければならない～、第28条～権原は正当であるが、所有するインディオの数が甚だしく多い場合、過分と考えられる数のインディオは解放されて王室の直轄下に入る⁹⁾～、第30条及び第33条～エンコミエンダに関する訴訟は直接、国王が管轄する～の修正や撤回を国王に求めることに衆議一決した¹⁰⁾。

このように「新法」の実施のために派遣された巡察吏が到着する以前に、撤回・修正や実施の中止もしくは延期を求める決議をした市議会は数多くあった。例えば、ヌエバ・グラナダ王国では、ポパヤーン、サンタ・アナ・デ・アンセルマ、カルタゴ、カリの各市議会は「新法」の撤回・修正を国王に求める決議をし、ディエス・デ・アルメンダリスが到着するまで「新法」の実施を見送る決定を下した¹¹⁾。

1536年の二世代相続法を撤回してエンコミエンダの撤廃を定めた第30条及び理由の如何を問わずインディオの奴隷化を禁止した第21条が、とくに、植民者たちの憎悪の的となった。1544年3月20日、メキシコ市議会はア

ロンソ・デ・ビリャヌエバとゴンサーロ・ロペスの両名をコンキスタドル及び植民者の代表として本国へ派遣し、直訴することを決めた¹²⁾。同月24日、テリョ・デ・サンドバルはメキシコ市において「新法」を公布したが¹³⁾、植民者たちの反対運動に会い、結局、司教フワン・デ・スマラガらの説得工作があって、植民者の代表と協議し、彼らが撤回もしくは修正を求める条項の実施を一時見送ることになった¹⁴⁾。その後、サンドバルはメキシコ市において聖職者から成る会議を召集し、そこでは次の三つの問題が議題となった。

1. エンコミエンダ制は神と国王への奉仕及びヌエバ・エスパーニャの繁栄と永続とに必要な制度か否か。

2. エンコミエンダ制に関する「新法」の条項は必要か、それとも、その実施を避けることができるか。

3. エンコミエンダ制が廃止されれば、怠惰なインディオの数が増加し、その結果、数々の不都合が生じるであろうか¹⁵⁾。

この会議には、メキシコ司教フワン・デ・スマラガをはじめとして、オアハカ司教フワン・サラテ、ゴメス・デ・マラベール（のちのヌエバ・ガリシア司教）、マルティン・デ・オハカストロ（のちのトラスカラ司教）やドミニコ会メキシコ管区長ドミンゴ・デ・ラ・クルース、ドミンゴ・デ・ベタンソス、アロンソ・デ・ラ・ベラ・クルースらが参加した¹⁶⁾。前述した三つの問題に対し、1544年5月4日、ドミニコ会士たちは次のような意見を公にした。エンコミエンダはインディオの文明化と改宗化にとって不可欠な制度であり、エンコメシデーロはこれまで領土の防衛に重要な役割を果たしてきた。王室はコンキスタドルの功績に対し何らかの恩賞を与えるべきである。すなわち、エンコミエンダを恒久化すべきである。ヌエバ・エスパーニャには虐待を蒙っているインディオはいないし、優れた副王がいるから、「新法」の条項を実施する必要はない、と¹⁷⁾。フランシスコ会士たちは5月15日に正式な意見を提出したが、内容的にはドミニコ会士たちのものとは殆ど変りがなかった¹⁸⁾。結局、聖職者たちは、「エンコミエンダの撤廃は王室収入の減少を意味し、ヌエバ・エスパーニャに大きな被害をもたらすと同時に、領土の安全を脅かすことになる。故に、エンコミエンダの恒久化は領土の安全と維持及びイスパニア人とインディオの霊的かつ物質的善のための不可欠な前提となる」¹⁹⁾という点で意見が一致し

た。司教スマラガはこの会議の決議を次のように記している。

「もし国王陛下がインディオを王室の管理下におくよう定められた規定が実行に移されれば、神と国王陛下に対する義務は全うされず、土地は失われ、インディオは正しい教えを受ける機会を失い、イスパニア人は本国へ帰ってしまうであろう。《新法》が公布されて以来この方、多くの既婚者は結婚したことを後悔している。インディオを相続できるという期待から、結婚したからである。イスパニア人がエンコミエンダでインディオを所有することが許されないのであれば、大勢の聖職者は生活に困り、この地を去るであろう。そうなれば、キリストの教えを宣べ伝えるのに多大な障害となるであろう」。²⁰⁾

会議はこの決議を国王に伝え、事態の收拾を図るため、メキシコにある三つの修道会の管区長を本国へ派遣することに決定した。1544年6月17日、フランシスコ会管区長フランシスコ・デ・ソト、ドミニコ会管区長ドミンゴ・デ・ラ・クルース、アウグスティヌス会管区長フワン・デ・サン・ロマーンがメキシコ市議会の代表アロンソ・デ・ビリャヌエバとゴンサーロ・ロペスと共に本国へ向った。この時、彼らは副王アントニオ・デ・メンドーサの書状と「新法」の実施を中断した理由を説明し、実施を不可能とする私見を認めたテリョ・デ・サンドバルの浩瀚な報告書を携えた²¹⁾。

こうした公の抗議に並行して、「新法」の公布後、多くのコンキスタドール・植民者が本国へ抗議の書簡を送り、法の撤回・修正を求めた²²⁾。1544年6月1日、コンキスタドールのフランシスコ・デ・テラサスはエンコミエンダ廃止令に抗議する書簡を国王へ送った。エンコミエンダを廃止するのはコンキスタドールが獲得した領土を失うことを意味し、その結果、国王は莫大な損失を蒙る。国王は生命と財産を賭して発見・征服に参加した者に対し、報酬を与えるべきである²³⁾。以上がエンコミエンダの恒久化のためにテラサスが挙げた理由である。それらは、1524年10月15日付の国王宛の書簡で、エルナン・コルテスがエンコミエンダの必要性を弁じるにあたって挙げた理由²⁴⁾と本質的には変りがない。コンキスタドールはエンコミエンダの下賜を当然に与えられるべき恩恵と考えていた。1544年6月1日付のアウディエンスの検事クリストバル・デ・ベナビデスの国王宛の書簡はそうしたコンキスタドールの考え方を明確に伝えている²⁵⁾。マリオ・ゴンゴラが指摘しているように²⁶⁾、コンキスタドールにとり、エンコミ

エンダの下賜は征服における功績に対する恩賞であると同時に、さらに征服を行なうための刺激剤でもあった。

コンキスタドールとは言え、必ずしも全員がエンコミエンダの下賜の恩恵に浴していたわけではないし、エンコメンデーロの中にも確固たる社会的地位を築いた者もおれば、僅かばかりのインディオを与えられて貧苦と斗っている者もいた²⁷⁾。エンコミエンダを所有する者とそうでない者との間には恩恵分配の不平等などをめぐり対立があったし²⁸⁾、また、エンコメンデーロ同士の間でもそうした対立はあった。しかし、いずれにせよ、「新法」の公布は彼らにとって直接、間接を問わず大きな衝撃であった。中には、フランシスコ・デ・バルガスやフワン・ヌニェス・セデーニョのように²⁹⁾、コンキスタドールの代表として本国へ書簡を送り、積極的に「新法」撤回運動に組するエンコミエンダ非所有者もいれば、本国へ帰る者もいた。1544年5月30日、王室官吏のゴンサロ・デ・アランゴは国王に宛た書簡の中で、“600名以上の人々が本国へ帰る準備を整え、その中には35乃至40名の既婚者がいる。”と伝え、“コンキスタドールも役人もすべて、まるで夢遊病者のように、自分が死ねば、妻や娘は売春婦になり下らねばならないし、息子は誰か人を見つけてその人に仕えねばならない、しかし、そういう人はここにはいない、と嘆いている”と報告している³⁰⁾。

エンコミエンダに対するコンキスタドールのそうした考え方は、同じくエンコミエンダの撤廃に反対し、その恒久化を主張したスマラガラの聖職者の見解とは異なっている。既述したように、聖職者たちは、エンコミエンダがインディオの文明化と改宗化にとって不可欠な制度であると考え、エンコメンデーロが国土の平和と安寧に重大な役割を果していることを認めていた。彼らは、ラス・カサスと同じようにインディオの保護運動を行なったが、ラス・カサスが1542年に『現存する悪の矯正』*Entre los remedios ...*³¹⁾で開陳した意見には同調しなかった。彼らはエンコミエンダとインディオの自由とが両立しえないとは考えず、制度の運用方法に問題があるとして、その改善を求めた。彼らはエンコメンデーロによるインディオの虐待には当然激しく反対した。しかし、原則的にはイスパニア人の定住化により、国土の平和と繁栄とインディオの改宗化が図れるとみなし、エンコミエンダの恒久化を主張したのである。聖職者がこのような考えを抱くにいたったその社会的背景として1540年から41年にかけてヌエバ・ガリシ

アを中心に勃発した大規模なインディオの反乱（ミシュトン戦争）やエンコメンデーロの経済力にある程度依存せざるを得なかった教会の立場を見過してはならないように思う。エンコメンデーロの軍事力と経済力を国土の平和と繁栄にとって必要不可欠なものとみなす考えはテリョ・デ・サンドバルへのドミニコ会士たちの回答書の中に明確に示されている³²⁾。

彼らはそのようなエンコメンデーロがインディアスにおいて封建領主化しつつあることに余り関心を払わなかったし、また、フランシスコ会士たちも、リノ・ゴメス・カネードが指摘しているように³³⁾、エンコミエンダと国王の支配権とは両立しうると考えていた。彼らのこうした見方は、また、エンコミエンダを政治制度ととらえて、エンコメンデーロが国王の支配権を侵害する危険を訴えたラス・カサスの主張³⁴⁾とは異なるものである。いずれにせよ、コンキスタドールと聖職者はエンコミエンダ制の存続と恒久化という点で原則的に意見が一致した。尚、聖職者たちは「新法」第26条～副王、総督その他の植民地官吏や聖職者及び修道院等が所有するエンコミエンダは即時廃止する～の実施に対しては異議を唱えなかった。1544年4月26日、司教スマラガは所有するオクイトッコのエンコミエンダを王室管轄下のアモール・デ・ディオス病院へ渡した³⁵⁾。また、同年6月20日、メキシコのアウディエンシアは国王へ書簡を送り、第26条は現に植民地官吏の職についている者だけに適用すべきであると伝え、第26条それ自体には反対していない³⁶⁾。こうして、結局、ヌエバ・エスパーニャでは、本国へ派遣された代表团と国王との交渉の結果が出るまで、エンコミエンダ廃止条項の実施は延期されることになった³⁷⁾。

一方、「新法」がペルーのコンキスタドールに与えた衝撃は大きかった。インカ帝国の征服後、クスコの領有権や管轄領域をめぐる生じたフランシスコ・ピサーロとディエゴ・アルマグロの対立は内戦状態へ発展していった。ディエゴ・アルマグロの処刑後、1541年6月26日にはピサーロが今度はアルマグロ派に暗殺された。本国はこうした内戦状態を鎮め、責任者を処罰する目的でバカ・デ・カストロを派遣した。カストロはピサーロ派と組して1542年9月16日にチュパスの戦いでアルマグロ・エル・モソ軍を敗り、ペルーの支配権を掌握した。そして、カストロは不穏な状況下で領土の平和と繁栄を求めて王室より命じられていた政策を実行に移していった。そうした折、1544年1月、「新法」を実施するため、ペルーの初代副王とし

てブラスコ・ヌニェス・ベラが4名のオイドールを伴ってノンブレ・デ・ディオスに上陸し、その後、トゥンベスを経由して、1544年5月中旬にリマへ入った。ベラはインディアスへ到着して以来リマに至るまで、各地で市議会より「新法」実施の中止を求められたが、そうした要望には一向に耳を貸さず、「新法」を公布し、厳しく実行に移していった。とりわけ、ピサーロとアルマグロとの抗争に加わった者からはインディオを剥奪すると定めた第29条はペルーのコンキスタドールに大きな不安を抱かせた。このような非妥協的なベラの施策に対し、イスパニア人の反感は募り、ついに同年末、クスコの住民はフランシスコ・ピサーロの弟ゴンサーロを領袖に反乱を起した。この反乱は1548年4月、ハキハワナの戦いにおけるペドロ・デ・ラ・ガスカ麾下の王党軍の勝利によって漸く終結をみるが、その間、反乱軍は副王ヌニェス・ベラを処刑するという過激な行動をとった(1546年1月)³⁸⁾。敗れたピサーロはラ・ガスカの質問に答えて次のように語ったが、その言葉の中にコンキスタドールに共通する心情が読みとれるであろう。「私は皇帝の財宝ではなく、私自身の財宝を使ったのだ。この国に関して、私は総督として正当に領有することができたのである。なぜならば、この国を征服したのは私と私の兄弟なのだから」³⁹⁾。

こうしたインディアスにおける反対運動に並行して、インディアス枢機会議は1543年から44年にかけて「新法」の各条項に関する意見書を皇帝(当時、ガンに滞在)に上申ししていた⁴⁰⁾。1545年1月13日、カルロス五世はフェリーペに書簡を送り、「新法」がヌエバ・エスパーニャで惹起している不穏な状況について、テリョ・デ・サンドバル、クリストバル・デ・ベナビデス及び聖職者たちが認めた報告書を添えてインディアス枢機会議が意見書を提出してきたことを伝え、さらに、インディアス枢機会議と国務会議に合同して問題の審議に当らせるよう通達した⁴¹⁾。翌2月8日、フェリーペはカルロス五世に、「新法」のエンコミエンダに関する条項を審議するために両会議の委員を召集した旨を伝え⁴²⁾、それに対し3月3日、皇帝はできるだけ速やかに意見をまとめて、報告するよう求めた⁴³⁾。こうして審議会が開催され、メキシコから派遣された市議会の代表や三名の管区長が各会議委員と会い、「新法」の中止とエンコミエンダの恒久化を要請した。しかし、審議会では意見の一致がみられなかった。ハンケによれば、「新法」

の実施を主張したのはセバスティアーン・ラミレス・デ・フエンレアル、グレゴリオ・ロペスら5名、「新法」の撤回とエンコミエンダの恒久化を支持したのがフランシスコ・デ・ロス・コボス、ガルシーア・デ・ロアイサラ4名、中立的態度を採ったのはフワン・デ・サルメローンら2名であった⁴⁴⁾。結局、メキシコ市議会の代表は管区長らとともに直接カルロス五世に意見を上申することになった⁴⁵⁾。

その頃、カルロス五世はペルーの状況にかなり関心を抱いていたようである。1545年8月16日、フェリーペに書簡を送り、ペルーにペドロ・デ・ラ・ガスカを派遣する旨を伝え、ゴンサーロ・ピサーロの反乱を鎮圧する手段として「新法」を撤回することに同意したと報告している⁴⁶⁾。この時点でカルロス五世が「新法」のどの条項の撤回を考えていたのかは詳らかではないが、翌月3日付のフェリーペからカルロスへの書簡から判断すると、皇帝はインディオの分配、すなわちエンコミエンダ制の継続を決意していたことが判る⁴⁷⁾。そして、1545年10月20日、カルロスはエンコミエンダの二世代所有を認める勅令を發布した。つまり、この時メヘレンに滞在していたカルロスはメキシコ市議会の代表や管区長からの訴えを聞き、第30条と第33条の撤回・修正に同意し、その旨をヌエバ・エスパーニャをはじめとしてインディアス全土に公告した⁴⁸⁾。従って、ヌエバ・エスパーニャの代表らによる「新法」反対運動が「新法」撤回の重要な要因であったとする従来の主張は誤りではないにせよ、むしろそれより、ゴンサーロ・ピサーロの反乱が法撤回の決定的な要素となったと言う方が正しいのではないだろうか。

こうして「新法」の中核をなすエンコミエンダ撤廃令は廃棄された。王室がラス・カサスらの主張を採用し、インディオの保護を目的として「新法」を制定したのは否定しえない事実である⁴⁹⁾。この観点からすれば、「新法」の撤回は、フリーデの言うように⁵⁰⁾、16世紀インディヘニスタ運動の政治的敗北と考えることができる。しかし、ペレス・デ・トゥデーラも主張しているとうり⁵¹⁾、王室が「新法」の制定により、インディアスにおいて台頭しつつあるエンコメンデーロの勢力を抑えようと図ったのも事実である。中央集権化を志向する王室と封建的思想のもとに一大勢力を築こうとするコンキスタドールや植民者とは、エンコミエンダの下賜とその平等な恩恵分配をめぐる、征服当初から対立していた。そうした対立の中

で、王室は彼らに対し一貫した政策を押し通すことができなかった。発見・征服が私的な事業であったからであり、また、コンキスタドールなくしては、王室は恒常的収入を望むべくもなかったからである。従って、1520-30年代の勅令を検討すれば、王室がコンキスタドールらと妥協しつつ、インディアスにおける国王権力の確立を図っていたことが判る。こうした観点からすれば、「新法」の制定はエンコメンデーロに対する王室側の“挑戦”であり、「新法」の撤回は王室側の敗北と言えるだろう。「新法」撤回の原因をラス・カサスの非現実的な理想主義や「新法」がインディアスの現実とそぐわなかったことに求める史家は数多い⁵²⁾。しかし、既に述べたとうり、王室は「新法」がインディアスにおいて大混乱を生起させるのを十分に予知していたのである。王室は「新法」を制定することによって、人道的にも政治的にも好ましくないインディアスの現実を変革しようと試みたといっても過言ではあるまい。「新法」の撤回は、法令では現実を変えることができないという認識とインディオとイスパニア人の利害とが一致しないという認識とをもたらす結果になった。しかし、王室はその後インディオ保護政策を積極的に押し進め、インディアスに強力な社会階級が出現するのを極力抑えようとして様々な制度を設置し、法令を発布した。バタイオンは、ゴンサーロ・ピサーロの反乱の結果、アメリカは真にスペイン化することになったと主張している⁵³⁾。だとすれば、「新法」の撤回は、コンキスタドールや植民者の“アメリカ化”の嚆矢となる出来事と言えるのではないだろうか。

註)

- 1) 拙稿「バルトロメー・デ・ラス・カサス～生涯と作品～(2)」英知大学論叢『サピエンチア』第10号 昭和51年2月 pp. 89-109. 98-104 を参照。
- 2) “今後新しいエンコメンダは設けられず、現存するエンコメンダも、その所有者が死亡した場合、撤廃され、そのインディオたちはすべて王室の直轄下に入る…”
- 3) 拙稿. 前掲論文 p. 105.
- 4) Mariano Cuevas, *Documentos inéditos del Siglo XVI para la Historia de México*. 2^a ed. México. 1975. Doc. XXIV. pp. 109-118.
- 5) Antonio de León Pinelo, *Tratado de Confirmaciones Reales*. Biblioteca Argentina de Libros Raros Americanos. Buenos Aires. 1922. T.I. 1^a Parte. Cap. II Fol. 9v. - 10
- 6) Francisco del Paso y Troncoso, *Epistolario de Nueva España*. México.

1939. Vol. IV. 1540—1546. Doc. 217. pp. 60—61. “... y en cuanto al capítulo general que habla en que se pongan y heroico esfuerzo lo animaba todo y al fin estando todo el peso en cabeza de vuestra majestad los indios que vacaren por fin y muerte de los tenedores y no sucedan en ellos las mujeres e hijos, ha habido y hay grand desasosiego y descontento, no sólo en los que los tenían por tener por cierta y segura la merced que vuestra majestad les había mandado hacer por la carta acordada, mas generalmente en toda manera de gente así por ser muchos los que se han casado y estar trabados en deudos, como por los intereses que a los mercaderes y oficiales se les seguía...”.
- 7) *Ibid.*, IV. Doc. 220. pp. 64—75.
 - 8) 「新法」は Joaquín García Icazbalceta, *Colección de Documentos para la Historia de México*. México. 1971. T. II に所収. pp. 204—227.
 - 9) 「新法」では、ヌエバ・エスパーニャにおいて過大な数のインディオを所有する人物が名ざしされている（ディエゴ・デ・オルダス, F. バスケス・デ・コロナド, B. バスケス・デ・タピア等）。
 - 10) Joaquín García Icazbalceta, *Don Fray Juan de Zumárraga*. México. 1947. I. p. 239. Silvio Zavala, “Las Leyes Nuevas en Nueva España” *Cuadernos Americanos* Año XXX. No. 6. Nov.—Dic. 1971. México. pp. 125—126.
 - 11) Néstor Meza Villalobos, *Historia de la política indígena del estado español en América Las Antillas La Audiencia de Santa Fe de Colombia*. Santiago de Chile. 1976. pp. 267—286.
 - 12) Joaquín García Icazbalceta, *Don Fray Juan de Zumárraga*, *op. cit.*, I. pp. 240—241.
 - 13) Joaquín García Icazbalceta, *Colección de Documentos.. op. cit.*, II. p. 226.
 - 14) León Pinelo, A. de, *op. cit.*, 1ª Parte. Cap. II. Fols. 15 v. —16.
 - 15) Silvio Zavala, *La Encomienda Indiana*. 2ª ed. México. 1973. p. 84.
 - 16) Mariano Cuevas, *Historia de la Iglesia en México*. México. 1921. I. p. 432.
 - 17) Lesley Byrd Simpson, *The Encomienda in New Spain The beginning of Spanish Mexico*. Berkeley. 1966. pp. 152—155.
 - 18) Silvio Zavala, *La Encomienda... op. cit.*, p. 86.
 - 19) Lopetegui—Zubillaga, *Historia de la Iglesia en la América Española desde el Descubrimiento hasta comienzos del siglo XIX*. B. A. C. 248. Madrid. 1965. pp. 332—333.
 - 20) Mariano Cuevas, *Historia... op. cit.*, p. 433.
 - 21) Antonio de Remesal, *Historia general de las Indias Occidentales y particular de la Gobernación de Chiapa y Guatemala*. B. A. E. CLXXXIX. Madrid. 1966. Lib. VII. Cap. XII. § 6. p. 49b—50a.
 - 22) 16世紀のイスパニア人は、身分の上下を問わず、国王へ直接書簡を送り、インディアスの統治等について自己の考えや要望を申し立てた。この件については、Lewis Hanke, “La libertad de palabra en Hispanoamérica durante el siglo XVI” *Estudios sobre Fray Bartolomé de Las Casas y sobre la lucha por la justicia en la conquista española de América*. Caracas. 1968. 所収。

pp.191—204 を参照。

- 23) Francisco del Paso y Troncoso, *op.cit.*, IV. Doc.228. pp.104—114.
- 24) Hernán Cortés, *Cartas y Documentos*. México. 1963. pp.202—242.
- 25) Francisco del Paso y Troncoso, *op.cit.*, IV. Doc.226. pp.94—102.
- 26) Mario Góngora, *Studies in the Colonial History of Spanish America*. Cambridge. 1975. p.9 .
- 27) Francisco A. de Icaza, *Diccionario Autobiográfico de Conquistadores y Pobladores de Nueva España*. 2 vols. Guadalajara. 1969. はこの時代のヌエバ・エスパーニャにおけるイスパニア人社会を知るうえで貴重な資料を提供してくれる。
- 28) Pérez de Tudela B., "La gran reforma carolina de las Indias en 1542" *Revista de Indias*. Año XVIII. Nos.73—74. 1958. pp.463—509. 501—503.
- 29) Francisco del Paso y Troncoso, *op.cit.*, IV. Doc.229. p.114—115.
- 30) *Ibid.*, Doc.225. pp.82—94. 88.
- 31) これは20の理由を挙げてエンコミエンダの即時撤廃を訴えた覚書で、「新法」に大きな影響を及ぼした。この件については、拙稿「Fray Bartolomé de Las Casas en 1542」*Acta del Primer Simposio Internacional de Lascasistas*. Chiapas. 1976. pp.43—69. 46—58を参照。
- 32) Silvio Zavala, *La Encomienda...op.cit.*, p.85. "...en la república bien ordenada es necesario que haya hombres ricos, para que puedan resistir a los enemigos y los pobres de la tierra puedan vivir debajo de su amparo..."
- 33) Lino Gómez Canedo, "Evangelización y política indigenista. Ideas y actitudes franciscanas en el siglo XVI." *Estudios sobre Política Indigenista Española en América*. Valladolid. 1976. T.I. 所収. pp.21—46. 41.
- 34) Las Casas, B. de, *Entre los remedios...*B.A.E.CX Madrid. 1958. 所収. 14^a-Razón. p.112b.
- 35) Joaquín García Icazbalceta, *Don Fray Juan de Zumárraga*, *op.cit.*, III. Doc.45. pp.239—241.
- 36) Francisco del Paso y Troncoso, *op.cit.*, IV. Doc.230. pp.115—123. 116.
- 37) *Ibid.*, p.117—118.
- 38) ゴンサーロ・ピサーロの反乱の経過については以下のクロニカが参考になる。
 - Pedro Gutiérrez de Santa Clara, *Quinquenarios o Historia de las Guerras Civiles del Perú*.
 - Juan Cristóbal Calvete de Estrella, *Rebelión de Pizarro en el Perú y vida de don Pedro de Gasca*. (B.A.E.CLXIV—CLXVIII. Madrid. 1963—65. 所収)
- 39) "Le preguntó el Presidente (Pedro de la Gasca): «¿Os parece bien, Señor Gonzalo Pizarro, haberos sublevado con la tierra contra el Emperador, y haberle consumido todos sus tesoros?». Pizarro contestó: «Yo he consumido los tesoros míos, no los del Emperador, y en cuanto a la tierra, podía poseerla justamente, como Gobernador, puesto que yo la he conquistado, junto con mis hermanos»". (M. Girolamo Benzoni, *La Historia del Mundo Nuevo*. Caracas. 1967. Lib. III. p.243)
- 40) Ernesto Schäfer, *El Consejo Real y Supremo de las Indias*. Sevilla. 1935.

- pp. 276—278.
- 41) *Corpus Documental de Carlos V.* Edición crítica dirigida, prolongada y anotada por Manuel Fernández Álvarez. II (1539—1548) Salamanca. 1975. Doc. CCCV. pp. 325—332. 329.
 - 42) *Ibid.*, Doc. CCCVI. pp. 333—334.
 - 43) *Ibid.*, Doc. CCCX. pp. 348—352. 350.
 - 44) Lewis Hanke, *The Spanish Struggle for Justice in the Conquest of America.* Philadelphia. 1949. pp. 179—182.
 - 45) *Corpus Documental...op.cit.*, Doc. CCCXXIII. pp. 395—399. 398 (1545年6月20日付, フェリーペからカルロス五世への書簡)
 - 46) *Ibid.* Doc. CCCXXVIII. pp. 411—417. 412. "Y para esto, habemos acordado de revocar primeramente la nueva premática que se hizo sobre lo de las Indias, como cosa que ha sido la principal causa destas alteraciones."
 - 47) *Ibid.*, Doc. CCCXXIX. pp. 418—422. 419. "Lo que V. Mt. ha mandado proueer en los negocios de Indias, y speçial del Perú, ha seydo muy bien, y la reuocación de las nuevas ordenanzas que fueron el origen y causa de toda la alteración y trauajo de allá, ha dado muy grand contentamiento y satisfacción a todos, aunque lo que toca al repartimyento de los indios, que V. Mt. manda que quede para adelante, quisieran que no se difiriera."
 - 48) Vasco de Puga, *Provisiones, Cédulas, Instrucciones de S. M., ordenanças de difuntos y audiencia para la breve expedicion de los negocios y administracion de justicia y gobernacion de esta Nueva España y para el buen tratamiento de los indios desde el año 1525 hasta el presente de 63.* México. 1878. T.I. pp. 472—475.
 - 49) 拙稿, 「バルトロメー・デ・ラス・カサス..」(前掲論文) pp. 101—102.
 - 50) Juan Friede, *Bartolomé de Las Casas, precursor del anticolonialismo su lucha y su derrota.* México. 1974. p. 151.
 - 51) Pérez de Tudela, *art. cit.*, pp. 477—490.
 - 52) 例えば, Franciso Mateos, S.J., "En el Centenario de las Leyes Nuevas de Indias (1542—1543)" *Razón y Fe* Madrid. 1943. No. 128 pp. 202—221.
 - 53) Marcel Bataillon, "The Pizarrist Rebellion The Birth of Latin America" *Diogenes* No. 43. pp. 46—62.